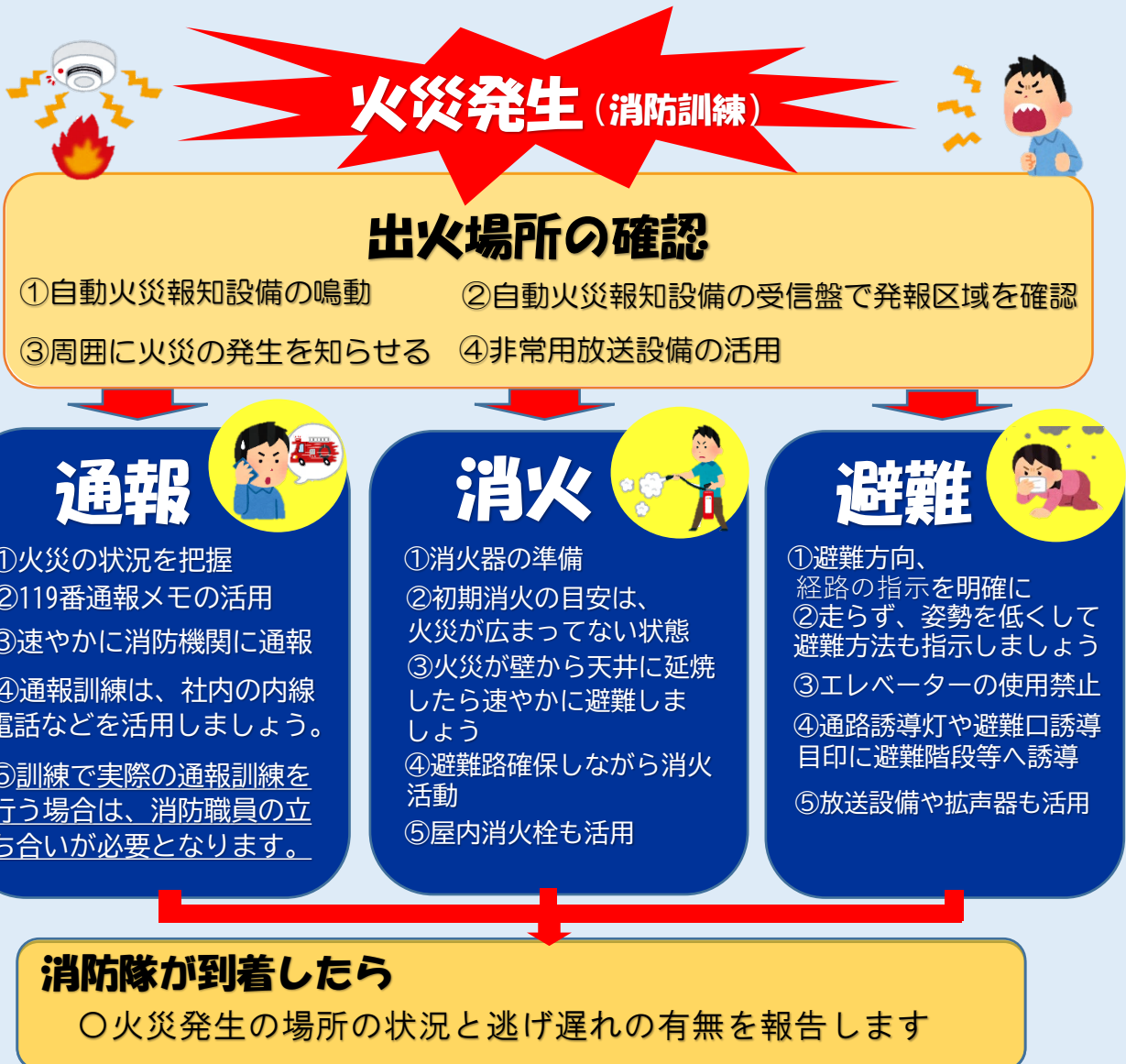


## 自衛消防訓練を実施しましょう

一定規模の建物の場合、防火管理者を定め、消防計画に基づく消防訓練を実施する必要があります。万一火災が発生してもあわてず行動ができるように定期的に自衛消防訓練を実施することが大切です。



不特定多数の人が出入りする建物では、年2回以上の消火・避難訓練が必要です。自衛消防訓練を実施するときは、事前に消防署に通報してください。

★消防訓練についてもっと知りたい方はこちらへ →  
(違反是正支援センター提供)



# 自衛消防訓練実施の手順

## 実施日時を 決めましょう

- 従業員の参加しやすい日、時間帯を設定します。
- 消防職員派遣を希望する場合は、日程を先に調整します。
- 訓練スペースを確保します。

## 訓練内容を 決めましょう

- 出火場所を決めて、任務分担（通報班、初期消火班、避難誘導班）に基づき行動パターンを決めます。
- 最後に実施要領などシナリオを作成しましょう。

## 訓練参加者へ 周知しましょう

- 実施要領ができたなら参加者へ周知します。
- イメージを膨らませましょう。

【事前に確認しておきましょう】

- 消防設備等（消火器の位置、屋内消火栓の使用法、避難器具の設置場所等）
- 階段等に設置している防火戸や防火シャッターの位置



## 119番通報メモ



**1** 火事ですか・救急ですか

**2** 住所

区 町 番地 (ビルの名称・階数)

**3** 何が燃えていますか (出火場所はどこですか)

**4** 目標となるものは (近くにある目標はどこですか)

**5** 通報者の氏名

**6** 通報者の電話番号